

## SBJダイレクト（インターネットバンキング）他行振込サービス開始に伴う 「SBJダイレクト利用規定」改定のお知らせ

株式会社SBJ銀行(本店:東京都港区、代表取締役社長:宮村智)は、本日より下記のとおり、SBJダイレクト(インターネットバンキング)による他行間振込サービスを開始することに伴い、「SBJダイレクト利用規定」の一部を改定させていただきましたので、お知らせいたします。

当行は、今後も引き続き「愛される銀行」の経営理念の下、お客様に対するサービスの充実に努めてまいります。

### 「SBJダイレクト利用規定」改定の内容

変更前	変更後
<p><b>第1条 SBJダイレクト</b></p> <p>1. SBJダイレクトとは (略)</p> <p>(1) インターネットバンキング 当行内の振替・振込取引(当行から他行への振込は取扱できません)・定期預金取引・定期積金取引・外貨預金取引・お借入金の明細照会及びご返済・預金担保のお借入れ・定額自動振替サービス取引・各種照会</p> <p>(2) テレホンバンキング 当行内の口座振替・振込取引(当行から他行への振込は取扱できません)・各種照会</p>	<p><b>第1条 SBJダイレクト</b></p> <p>1. SBJダイレクトとは (略)</p> <p>(1) インターネットバンキング 当行内の振替・振込取引(当行口座間および当行から他行への振込を含みます)・定期預金取引・定期積金取引・外貨預金取引・お借入金の明細照会およびご返済・預金担保のお借入れ・定額自動振替サービス取引・各種照会</p> <p>(2) テレホンバンキング 当行内の振替・振込取引(当行口座間に限ります。当行から他行への振込は取扱できません)・各種照会</p>
<p><b>第4条 振替・振込取引</b></p> <p>当行内にある、ご本人名義の口座間の資金移動を振替、当行内での他名義への資金移動を「振込」と定義します。</p> <p>1.取引の内容 本サービスによる取引の内容は、お客さまからの依頼に基づき、お客さまの指定した出金口座よりお客さまの指定する金額を引落しのうえ、お客さまが指定する当行本支店の預金口座への資金移動取引を「振替」として取り扱います。</p> <p>2.利用限度額の設定 1回および1日あたりのご利用の上限金額は、100万円以下(インターネットバンキング・テレホンバンキングをあわせた取引金額)とします。ただし、上記金額の範囲以内であれば、お客さまのご希望の金額をサービス申込時または変更希望時に設定することが可能です。(限度額の変更については、窓口のみの取扱となり、インターネットバンキング及びテレホンバンキングにて変更することはできません。)当行は、この上限金額をその裁量によりお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。上限金額を超えた取引依頼については、当行は受付義務を負いません。振替・振込において、お客さまの指定する当行本支店の預金口座への入金ができない場合には、振替・振込金額を当行所定の方法により当該取引の出金口座へ戻し入れます。</p> <p>3.取引の実施日 取引の実施日は原則として、受付日に実施します。</p> <p>4.依頼内容の変更・組戻し 依頼内容の変更・組戻しについては振込規定に従って受付けます。</p>	<p><b>第4条 振替取引</b></p> <p>1.取引の内容 本サービスによる取引の内容は、お客さまからの依頼に基づき、お客さまの指定した出金口座よりお客さまの指定する金額を引落しのうえ、当行内にあるご本人名義の口座間の資金移動を「振替」として取扱います。</p> <p>2.利用限度額の設定 振替・振替の限度額は、円および外貨含めお客さまの登録された1回および1日あたり合計100万円相当額以内となりません。限度額の対象となるのは他名義口座間の振込およびご本人名義の普通預金口座(外貨普通預金含む)間の振替の取引です(インターネットバンキング・テレホンバンキングでの振込・振替取引を含めた合計金額で算出します)。また、各種外貨預金の口座作成については、1回の取引につき、100万円相当額以内となります。ただし、上記金額の範囲以内であれば、お客さまのご希望の金額をサービス申込時または変更希望時に設定することが可能です。(限度額の変更については、窓口のみの取扱となり、インターネットバンキング及びテレホンバンキングにて変更することはできません。)当行は、この上限金額をその裁量によりお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。上限金額を超えた取引依頼については、当行は受付義務を負いません。振替・振込において、お客さまの指定する当行本支店の預金口座への入金ができない場合には、振替・振込金額を当行所定の方法により当該取引の出金口座へ戻し入れます。</p> <p>3.振替依頼の方法 振替の依頼は、当行所定の方法により、振替金額等の所定事</p>

	<p>項を正確に伝達してください。当行は受信した事項を振替内容とします。</p> <p><u>4.取引の実施日</u> 取引の実施日は原則として、受付日に実施します。</p> <p><u>5.依頼内容の確定</u> (1)本規定の第3条第3項によりお客さまからの振替の依頼が確定した場合、当行は所定の振替の手続きを行いません。 (2)振替の依頼の確定後は、その依頼内容の取消しおよび変更はできません。</p>
(新設)	<p><b>第5条 振込取引</b></p> <p><u>1.取引の内容</u> 本サービスによる取引の内容は、お客さまからの依頼に基づき、お客さまの指定した出金口座よりお客さまの指定する金額を引落しのうえ、当行内にある他のお客さま名義の口座宛または他の金融機関の国内本支店の口座宛の資金移動を「振込」として取り扱います。</p> <p><u>2.利用限度額の設定</u> 振込・振替の限度額は、円および外貨含めお客さまの登録された1回および1日あたり合計10百万円相当額以内となります。限度額の対象となるのは他名義口座間の振込およびご本人名義の普通預金口座(外貨普通預金含む)間の振替の取引です(インターネットバンキング・テレホンバンキングでの振込・振替取引を含めた合計金額で算出します)。また、各種外貨預金の口座作成については、1回の取引につき、10百万円相当額以内となります。ただし、上記金額の範囲以内であれば、お客さまのご希望の金額をサービス申込時または変更希望時に設定することが可能です。(限度額の変更については、窓口のみの取扱となり、インターネットバンキング及びテレホンバンキングにて変更することはできません。)当行は、この上限金額をその裁量によりお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。上限金額を超えた取引依頼については、当行は受付義務を負いません。振替・振込において、お客さまの指定する当行本支店の預金口座への入金ができない場合には、振替・振込金額を当行所定の方法により当該取引の出金口座へ戻し入れます。</p> <p><u>3.振込依頼の方法</u> 振込の依頼は、当行所定の方法により、振込先の金融機関・店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に伝達してください。当行は受信した事項を依頼内容とします。</p> <p><u>4.取引の実施日</u> 振込の実施日は、原則として受付日当日とします。 ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の時限を過ぎている場合、または受付日が銀行休業日の場合は、受付日の翌営業日に振込の依頼を行いません。 この場合、振込資金、当行所定の振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料は受付日当日にお客さまの指定した出金口座から引き落とし、受付日の翌営業日にお客さまの指定した入金口座あてに振込通知の発信処理を行います。その場合、当行はその旨を端末パーソナルコンピューター等の端末機に表示します。</p> <p><u>5.依頼内容の確定</u> (1)本規定の第3条第3項によりお客さまからの振込依頼が確定した場合、当行は所定の振込の手続きを行いません。 (2)振込の依頼の確定後は、その依頼内容の取消しおよび変更はできません。</p> <p><u>6.振込資金の返却</u> 振込先の金融機関から、振込依頼のあった受取人口座がない等の事由により振込資金が返却された場合には、返却され</p>

	<p><u>た振込資金をお客さまに通知することなくお客さまの出金口座に入金します。この場合、振込手数料は返却しません。なお、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>7.依頼内容の変更・組戻し</u></p> <p><u>振込の依頼の確定後にお客さまが、その振込の組戻しを依頼する場合には、出金口座の取引店にて依頼を行なうか、当行コールセンターに依頼するものとし、当行所定の方法で手続きを行ないます。</u></p>
--	--

詳しくは、下記をご覧ください。

「SBJダイレクト利用規定」

<http://www.sbjbank.co.jp/commodity/regulation/pdf/regulation22.pdf>

以上

---

本件についてのお問い合わせ先  
SBJ銀行コールセンター  
電 話:0120-015-017  
(携帯・PHSからは)03-4560-8017